

## 基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

誰もが社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護等でも、男女が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や介護者への支援の充実を進め、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や啓発活動を推進します。

また、充実した心豊かな生活を送るために家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、地域活動への参加促進に向けた支援等の取組を推進します。



## 基本目標Ⅱ 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別や年齢等に関わりなく、お互いを一人の人間として尊重するとともに、誰もが対等な存在としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう互いに認め合うことが必要です。

人々の中に今も根強く残っている固定的性別役割分担意識や、人権問題を解消していくために、幼少期からの家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、人権尊重と男女共同参画についての認識を深める教育や取組を進め、誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくりを推進します。



## 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

配偶者や恋人、その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力(DV)や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体に深刻な影響を与えるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。あらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女が互いの身体的性差を理解し合い、心身の健康に関する正しい知識を持って健康で暮らせるよう支援します。

また、妊娠・出産・子育てへの社会的支援や、性、薬物、飲酒等に関する学校教育の実施をし、全ての人が安心して暮らせるよう、社会づくりの支援や体制を整備します。



# 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン

## 概要版



**Sanyonoda**  
スマイルシティ山陽小野田

令和5年(2023年)3月  
山陽小野田市

## プラン策定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶など多くの課題があります。

こうした流れの中で、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら、令和5年度から令和8年度を期間とする「第4次さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定することとしました。

## 基本理念

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、多様性が受容され社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 6つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣習についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活等への共同参画
- (5) 生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の取組の理解



## プランの構成

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念は維持しつつ、県の「山口県男女共同参画基本計画」に準拠し、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3つの基本目標」と「8の重点項目」に体系の見直しを行いました。

## プランの推進体制

プランの推進にあたっては、市民、事業者、関係機関、行政等が一体となって取り組むことが必要です。関係機関との連携強化に努め、プランの着実な推進を図ります。

## プランの体系図

### ～男女共同参画社会をめざして～

基本目標	重点項目	施策
I 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発【※】 2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 3 誰もが能力を發揮できる就業環境の整備 4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発【※】 (2) 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実【※】 (3) 男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援【※】  (1) 市政における女性の参画の推進【※】 (2) 市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進【※】  (1) 均等な雇用機会と待遇の確保【※】 (2) 多様な働き方を受容する環境の整備【※】 (3) ひとり親家庭等に対する支援【※】 (4) 農林水産業における男女共同参画の推進【※】  (1) 地域づくりにおける男女共同参画の推進【※】 (2) 防災活動における男女共同参画の推進【※】 (3) 国際交流と多文化共生の推進
II 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり	5 ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成 6 多様性を尊重する人権教育・学習の推進 DV防止法に基づく市町村基本計画	(1) ジェンダー平等の推進  (1) 多様性を尊重する学校教育の充実 (2) 多様性を尊重する社会教育の充実 (3) 多様性を尊重する共生社会のリーダーの養成
III 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶 8 生涯を通じたみんなの健康の支援	(1) パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 (2) 相談体制の充実及び被害者の保護 (3) 被害者の自立に向けた支援 (4) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進  (1) 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 (3) 適切な性教育の推進 (4) 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

【※】は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画